

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年3月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第21号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考									
26-301	ワーカーズコープタクシー 有限公司	<p>○イベント定額運賃の設定</p> <p>①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。</p> <p>②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。</p> <table border="0"> <tr> <td>Aコース</td> <td>大分駅～大銀ドーム乗降場</td> <td>特定大型車 3,600円 小型車 2,360円</td> </tr> <tr> <td>Bコース</td> <td>高城駅～大銀ドーム乗降場</td> <td>特定大型車 2,770円 小型車 1,950円</td> </tr> <tr> <td>Cコース</td> <td>大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場</td> <td>特定大型車 4,520円 小型車 2,980円</td> </tr> </table>	Aコース	大分駅～大銀ドーム乗降場	特定大型車 3,600円 小型車 2,360円	Bコース	高城駅～大銀ドーム乗降場	特定大型車 2,770円 小型車 1,950円	Cコース	大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場	特定大型車 4,520円 小型車 2,980円	大分市	
Aコース	大分駅～大銀ドーム乗降場	特定大型車 3,600円 小型車 2,360円											
Bコース	高城駅～大銀ドーム乗降場	特定大型車 2,770円 小型車 1,950円											
Cコース	大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場	特定大型車 4,520円 小型車 2,980円											

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年2月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-201 ~300	小田 敏忠 外99名	○公共的割引の設定 ・ 運転免許証返納者割引 公的機関の発行する運転免許を返納したことが確認できる書面を提示した65才以上の旅客に対し1割引	佐世保市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年2月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第19号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-200	中津太陽交通 株式会社	○公共的割引の設定 ・精神障害者割引 精神障害者保健福祉手帳を所持する旅客に対し1割引	中津市、宇佐市、 豊後高田市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年2月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第18号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-186 ~199	佐世保タクシー 株式会社 外13社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納者割引 公的機関の発行する運転免許を返納したことが確認できる書面を提示した65才以上の旅客に対し1割引	佐世保市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成27年1月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第17号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定・変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-184 ~185	長崎第一交通 株式会社 外 1社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納者割引 公的機関の発行する運転免許を返納したことが確認できる書面を提示した65才以上の旅客に対し1割引	佐世保市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年12月24日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-162 ~171	青木 孝治 外9名	○イベント定額運賃の変更 ソフトバンクホークスの春季・秋季キャンプ期間中に設定した以下の定額運賃額を変更する。 ・シェラトン・グランデ ~ 生目の杜 (アイビススタジアム) 小型車 (新) 2,800円 (旧) 2,500円 ・ラグゼ・ーツ葉 ~ 生目の杜 (アイビススタジアム) 小型車 (新) 2,300円 (旧) 2,100円	宮崎交通圏	
26-172 ~183	宮交タクシー 株式会社 外11社	同 上	宮崎交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年12月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第15号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定・変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-146 ~147	北九州太陽交通 有限会社 外1社	○公共的割引の設定 ・精神障害者割引 精神障害者保健福祉手帳を所持する旅客に対し1割引	北九州交通圏	
26-148 ~160	太陽交通 株式会社 外12社	○公共的割引の設定 ・精神障害者割引 精神障害者保健福祉手帳を所持する旅客に対し1割引	京築交通圏	
26-161	曲淵 拓實	○イベント定額運賃 博多の森競技場におけるアビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日及び同競技場で開催される各種イベント又は各種競技開催日に、以下の定額運賃を設定する。 ただし、アビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日以外については、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース 競技場～天神間 小型車：2,200円 Bコース 競技場～JR博多駅 小型車：1,600円 Cコース 競技場～福岡空港 小型車：800円 Dコース 競技場～西鉄大橋駅 小型車：1,700円	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年10月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第14号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-144 ~145	北里 誠吾 外1名	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分1割引 大型車 9,000円を超える部分1割引 中型車 9,000円を超える部分1割引 小型車 5,000円を超える部分3割引



道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年9月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-143	田中 明	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分1割引 大型車 9,000円を超える部分1割引 中型車 9,000円を超える部分1割引 小型車 5,000円を超える部分3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年9月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第12号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-142	神崎 薫	○遠距離割引の変更 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 中型車 9,000円を超える部分 1割引 小型車 9,000円を超える部分 1割引	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 中型車 9,000円を超える部分 1割引 小型車 5,000円を超える部分 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年9月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-140 ~141	宮交タクシー 株式会社 外1社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転免許証返納カード等を所持する旅客に対し1割引 ・精神障害者割引 精神障害者保健福祉手帳を所持する旅客に対し1割引	串間市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年8月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定・変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-93	K・T交通 有限会社	○高齢者割引の廃止	鹿屋交通圏	現行 60歳以上の者(会員証で資格確認) 1割引
26-94	K・T交通 有限会社	○高齢者割引の廃止	曾於交通圏	現行 60歳以上の者(会員証で資格確認) 1割引
26-95	壹嶋 福太郎	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分1割引 大型車 5,000円を超える部分3割引 中型車 5,000円を超える部分3割引 小型車 5,000円を超える部分3割引
26-96 ~107	宮崎第一交通 株式会社 外11社	○イベント定額運賃の設定 「FREEDOM aozora」の開催日に定額運賃を設定する。 宮崎駅東口 ~ みやざき臨海公園 中型車 1,600円 小型車 1,300円 橋通り3丁目 ~ みやざき臨海公園 中型車 1,700円 小型車 1,500円	宮崎交通圏	
26-108 ~117	西村 政信 外9者	○イベント定額運賃の設定 「FREEDOM aozora」の開催日に定額運賃を設定する。 宮崎駅東口 ~ みやざき臨海公園 中型車 1,600円 小型車 1,300円 橋通り3丁目 ~ みやざき臨海公園 中型車 1,700円 小型車 1,500円	宮崎交通圏	



道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年8月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	要	営業区域	備考
26-84 ~92	木村 俊勝 外8者	○イベント定額運賃の設定 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。	Aコース 大分駅～大銀ドーム乗降場 小型車 2,360円 Bコース 高城駅～大銀ドーム乗降場 小型車 1,950円 Cコース 大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場 小型車 2,980円	大分市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年7月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-79 ~83	第一交通 株式会社 外4社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	北九州交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年7月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-71 ~78	諫早タクシー 有限会社 外7社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	諫早市	



道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年6月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-68 ~70	祇園タクシー 有限会社 外2社	○イベント定額運賃の設定 サンセットライブ・コンサート開催期間中（平成26年9月5日～7日）に以下の定額運賃を設定する。  ・筑前前原駅～芥屋海水浴場 小型車2,400円	福岡交通圏	

公

示

九州運輸局長  
平成26年6月2日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年6月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-67	丸まタクシー 有限会社	○公共的割引の設定 精神障害者割引 精神障害者保健福祉手帳を所持する旅客に対し1割引	北松浦郡 小値賀町	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年6月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-66	眞鍋 達司	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分1割引 大型車 9,000円を超える部分1割引 中型車 9,000円を超える部分1割引 小型車 9,000円を超える部分1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年5月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-65	溝尻 和章	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分1割引 大型車 9,000円を超える部分1割引 中型車 9,000円を超える部分1割引 小型車 5,000円を超える部分3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。  
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年5月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-3 ~62	南園興業 株式会社 外59社	イベント定額運賃の変更  本城陸上競技場におけるGIRAVANZ北九州のホームゲーム開催日及び同競技場内で開催される各種イベントまたは各種競技開催日に以下の定額運賃を設定する。 ただし、GIRAVANZ北九州のホームゲーム開催日以外については、イベント等主催者の要請があった場合に限る。  ①JR小倉駅⇄本城陸上競技場 普通車： 4,300円 (別途有料道路料金200円)	北九州交通圏	※GIRAVANZ北九州：プロサッカーチーム
26-63	北島 清	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分1割引 大型車 5,000円を超える部分3割引 中型車 5,000円を超える部分3割引 小型車 5,000円を超える部分3割引
26-64	西原 寛	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分1割引 大型車 5,000円を超える部分3割引 中型車 5,000円を超える部分3割引 小型車 5,000円を超える部分3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年4月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
26-1	樋口 新吾	○遠距離割引の変更 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 9,000円を超える部分 1割引 中型車 9,000円を超える部分 1割引 小型車 9,000円を超える部分 1割引	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 5,000円を超える部分 3割引 中型車 5,000円を超える部分 3割引 小型車 5,000円を超える部分 3割引
26-2	札本 峯生	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分 1割引 大型車 5,000円を超える部分 3割引 中型車 5,000円を超える部分 3割引 小型車 5,000円を超える部分 3割引